

平成27年度
「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」
実施状況報告書

平成28年9月
佐 賀 県

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）第9条の規定に基づき、平成27年度における「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の施策の実施状況について報告します。

平成28年9月8日

佐賀県知事 山口 祥義

<目次>

I 「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 基本理念	1
5 関係者の責務と役割	2
6 計画の推進と進行管理	2
II 施策の実施状況	
1 生産から消費に至る各段階での食品の安全性の確保	3
生産段階での食品の安全性の確保	
(1) 安全・安心な農産物の生産、供給	3
①農薬・化学肥料の適正使用の徹底	
②農業生産工程管理（GAP）の取組の推進	
(2) 安全・安心な畜産物の生産、供給	7
①動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底	
②家畜伝染病対策の実施	
(3) 安全・安心な水産物の生産、供給	9
①水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進	
②貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施	
(4) トレーサビリティ制度の取組の促進	11
①牛トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導	
②米トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導	
(5) 環境への配慮	13
①環境保全型農業の推進	
②養殖漁場における環境保全の推進	
製造・流通・販売段階での食品の安全性の確保	
(6) 食品関連事業者等における自主管理の推進	15
(7) 食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備	16
(8) 食品等の安全性の確保に向けた調査研究の推進	18
消費段階での食品の安全性の確保	
(9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応	19

2	食品等に対する県民の信頼の確保	20
(1)	適正な食品表示の推進	20
	①食品表示責任者の設置、事業者の自主点検の推進	
	②監視・指導、検査体制の整備	
(2)	原産地に関する情報提供の充実	23
(3)	自主回収の報告制度	24
(4)	食の安全・安心に関する情報の発信と共有	25
	①情報の収集と提供	
	②リスクコミュニケーションの推進	
	③食の安全・安心の確保を担う人材の育成	
(5)	食育の推進を通じた取組	28
(6)	地産地消の推進を通じた取組	29
3	食の安全・安心の確保に向けた体制整備等	31
(1)	危害情報の申出及び危機管理体制の整備	31
(2)	県民意見の反映	31
	①県民からの施策の提案制度	
	②佐賀県食品安全推進会議の設置・運営	
(3)	国、地方公共団体、関係団体等との連携	32
III	参考となる主な指標の状況	33

I 「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の概要

1 計画策定の趣旨

佐賀県では、平成16年1月に制定した「佐賀県食品安全憲章」に基づき、生産者、食品関連事業者、消費者及び行政がそれぞれの役割を果たす県民協働のもと、県内で生産・加工・販売・消費される食品の安全性を確保し、表示の適正化を進めるとともに、食育や地産地消を推進するなどの取組を行ってきました。

近年、消費者の食に対する関心は、食生活の多様化、食品流通のグローバル化、健康意識の高まりなどを背景として、ますます高まりを見せている状況にあり、最近、ホテル、レストラン等におけるメニューの不適正表示をはじめ、冷凍食品への農薬混入事件など食品の安全・安心を脅かし、その信頼性を揺るがす事件が相次いで発生していることから、一層の食の安全・安心の確保に向けた取組が求められています。

このような状況のなか、県議会において食の安全・安心の確保に関する条例についての検討がなされ、議員提案により「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」（平成26年3月20日公布）が制定されました。

県では、本条例の規定を受け、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画として平成27年3月に「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、同条例第8条に基づき、本県における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方針や施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めたものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間としています。

4 基本理念

食の安全・安心の確保のための基本理念は以下のとおりです。（条例第3条）

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 2 科学的知見に基づいて、県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすること
- 3 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすこと
- 4 生産から消費に至る一連の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられること
- 5 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれ相互理解を深め、連携協力を図ること

5 関係者の責務と役割

関係者が果たす責務と役割は以下のとおりです。（第4条～第6条）

（1）県の責務

県は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する。

（2）生産者及び食品関連事業者の責務

- 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に行う。
- その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行う。
- 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努める。

（3）県民の役割

- 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるよう努め、県や生産者及び食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たす。
- 自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努める。

6 計画の推進と進行管理

- （1）全庁的な取組の推進を目的として設置した「食の安全安心庁内連絡会議（平成14年度設置）」が関連施策の企画及び総合調整並びに進行管理を行い、基本計画の実施を推進します。
- （2）施策の実施状況については、佐賀県食品安全推進会議に報告するとともに、条例第9条に基づき、毎年度県議会及び県のホームページ等により広く県民へ公表します。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（抜粋）

（年次報告）

第9条 知事は、毎年度、議会に対し、基本計画に基づく施策の実施状況を報告するとともに、これを公表するものとする。

II 施策の実施状況 【 】内は平成28年度における本庁所管課名)

1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保

生産段階での食品の安全性の確保

(1) 安全・安心な農産物の生産、供給

【園芸課、農産課、林業課】

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を生産・供給するため、農薬や化学肥料の適正使用を徹底するとともに、農業生産工程管理（GAP※）の取組を推進します。

【平成27年度の実施状況】

① 農薬・化学肥料の適正使用の徹底（園芸課）

- ・ 農薬取締法に基づき、農薬販売者等への立入調査を実施し、農薬の保管・適正販売及び適正使用の指導を行いました。

平成27年度実績 立入検査70件（販売業者70件）

- ・ 肥料取締法に基づき、肥料の登録、届出等の審査や立入検査を実施し、適正な肥料生産、販売がなされるよう指導しました。

平成27年度実績 生産業（新規登録・更新・届出・変更等）延べ23業者39銘柄、販売業（届出・変更・廃止）延べ44業者、輸入業（届出・変更）延べ2業者、立入検査（収去）2点

- ・ 「いちご」や「みかん」など出荷前の農産物21品目、94件について農薬69成分の有無を調べたところ、農産物5件から適用外農薬が検出されたため、流通を未然に食い止め、適正使用について指導を行いました。

平成27年度農薬適正使用分析

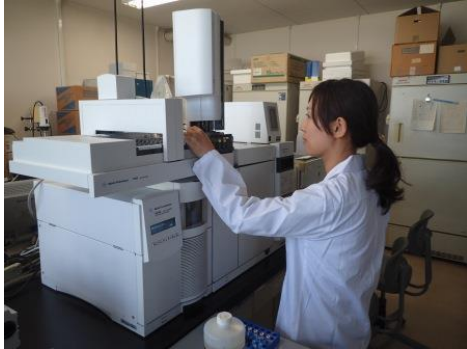
項目	実施状況	備考
対象作物	たまねぎ、施設トマト、施設なす、アスパラガス、こねぎ（ねぎ含む）、施設きゅうり、キャベツ、レタス、いちご、ハウスみかん、なし、ぶどう、キウイフルーツ、露地みかん、さやえんどう、こまつな、チンゲンサイ、わけぎ、ほうれんそう、ブロッコリー、みずな	適用外農薬検出 5件
分析件数	94件	

- ・ 農産物の生産段階における安全性を確保するため、農薬や化学肥料が適正に使用されるよう、市町や農業団体等と一体となって、農薬の危害防止に関するポスターや直売所に出荷する農家向けの農薬適正使用パンフレットを配布するなど、その取り扱いに

対する正しい知識の普及・啓発に努めました。

- ・ 市町、農協等の指導者を対象に、農薬や肥料の適正使用の徹底を図るための研修会を開催するなどして、指導者の資質の向上に努めました。

平成27年度実績 研修会等 6回開催 参加者延べ540人



<農薬が適正に使用されているか分析>



<農薬適正使用研修会の開催>

- ・ 米・麦・大豆の生産研修大会において、農業団体などと一体となって、農業者に対し、トレーサビリティ制度やポジティブリスト制度（農薬の使用基準厳守や飛散防止など）に対応した防除を徹底するよう指導するとともに、農業生産工程管理（GAP）に取り組む共同乾燥調製施設の拡大を図るための啓発を行いました。（農産課）

平成27年度実績 研修会等 3回開催 参加者延べ1,100名

- ・ 生産者で組織している「佐賀県原木しいたけ栽培研究会」を対象に、現地研修会等を開催し、生産過程における無農薬栽培および適正表示等の指導を行いました。（林業課）

平成27年度実績 研修会等 4回開催 参加者延べ約100名



<研修会における無農薬栽培の指導>



<生・乾しいたけの品評会における適正表示指導>

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
農薬安全使用等総合推進事業費	2,260 の内数	農薬による危害を防止するための正しい知識の普及・啓発と、残留農薬分析調査の実施など、農薬適正使用の徹底を図った。
肥料・廃ビニール・農業機械等適正指導推進費	2,651 の内数	肥料の品質保全と適正取引を確保するため、検査及び登録等を実施した。

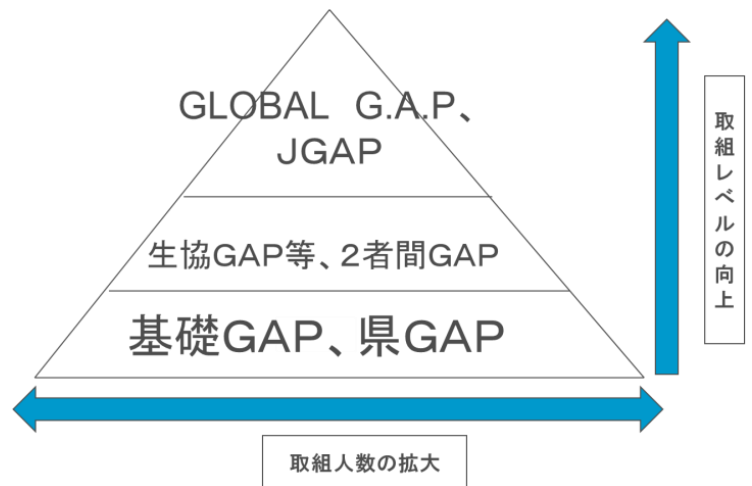
【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
農薬適正使用研修会(指導者対象)参加者数	平成26年度	530人(延べ人数)
	平成27年度	540人(延べ人数)

② 農業生産工程管理(GAP)の取組の推進(園芸課)

- 米、アスパラガスなど各種研修会等でGAPの普及啓発を行いました。「いちご」や「たまねぎ」のJAの生産部会の大会では、「GAPの取り組みを強化し、安全・安心な生産出荷を実施する」などが決議されるなど、GAPが推進されています。

佐賀県版GAP チェックシート
米麦大豆用

<平成26年4月改訂 佐賀県版GAP導入マニュアルより>

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
農薬安全使用等総合推進事業費 (再掲)	2,260 の内数	導入マニュアルを改定し、農業生産工程におけるリスク管理を総合的・体系的に行うGAPを推進した。

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
GAPに取り組む組織数（生産部会等）	平成26年度	37組織
	平成27年度	未調査

(次回調査は平成29年3月頃)

※GAP

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な畜産物を生産・供給するため、動物用医薬品、飼料及び飼料添加物の適正使用とその使用履歴の記帳や、家畜伝染病対策を推進します。

【平成27年度の実施状況】

①動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、各家畜保健衛生所の職員を「薬事監視員」として配置し、動物用医薬品販売業者や畜産農家等に対して立入調査を実施し、動物用医薬品の保管や適正販売、適正使用を指導しました。

平成27年度実績 農家等への立入調査 2,009 戸

- ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、農業団体等と連携し立入調査やリーフレット配布等により飼料及び飼料添加物使用履歴の記帳の徹底を指導しました。

平成27年度実績 飼料安全性立入検査 191 件
リーフレット配布部数 1,800 部



【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
一般衛生指導事業	584	動物用医薬品販売業者の調査・指導、獣医師の調査・指導
飼料生産流通対策事業	400	飼料製造業・販売者の調査・指導、畜産農家の調査・指導

②家畜伝染病対策の実施

- ・ 家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守し、防疫対策が徹底されるよう指導を一層強化するとともに、防疫演習の実施や防疫資材の備蓄等、防疫体制の整備に努めました。

平成27年度実績 防疫演習 10月1・28日（鳥インフルエンザ）
2月4・10日（口蹄疫）

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについては、ウイルスの有無を確認するためのサーベイランス等を実施し発生予防に努めました。

平成27年度実績 サーベイランス検査件数 135 件

- ・ 家畜伝染病の発生予防のための立入調査や病性鑑定などを行い、生産段階での安全・安心な畜産物の生産に努めました。

平成27年度実績 発生予防のための立入調査 2,009 戸
病性鑑定件数 379 件

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
衛生推進対策事業	5,490	飼養衛生管理の改善・向上の指導、危機管理体制の整備
家畜防疫対策事業	10,875	家畜伝染病発生予防のための各種検査等の実施、口蹄疫等の発生に備えた防疫体制の整備
病性鑑定事業	11,204	家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の早期発見・診断
死亡牛BSE検査対策事業	8,803	48ヶ月齢以上の死亡牛に係るBSE検査

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
飼料安全性立入検査実施件数	平成26年度	303件
	平成27年度	191件
畜産農家等への「飼料及び飼料添加物適正使用パンフレット」配布	平成26年度	1,800部
	平成27年度	1,800部
畜産農家立入状況	平成26年度	1,788戸
	平成27年度	2,009戸

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な水産物を生産・供給することは生産者の責務であり、これまで実施してきた養殖魚介類を対象とした医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳を推進します。

また、貝毒については、原因プランクトンの発生状況や貝類の毒化状況についての調査を実施し、必要に応じて関係漁協に出荷自主規制措置を要請する等、貝毒による食中毒の防止に努めます。

【平成27年度の実施状況】

①水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進

- ・魚介類養殖業者、関係漁協職員を対象に、講習会や現地指導を実施し、水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴を記録した養殖日誌の記帳を推進しました。
- ・また、漁協が回収した養殖日誌をチェックし、記帳方法及び保管を個別指導しました。

・平成27年度実績

水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 2回
 養殖衛生指導等を実施した経営体数 50経営体



<現地指導の様子>

【平成27年度主要事業】

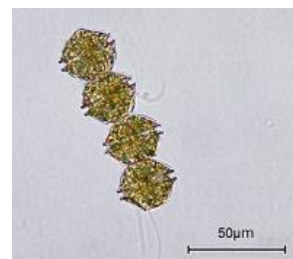
事業名	事業費 (千円)	事業概要
養殖衛生管理体制整備事業 (玄海水産振興センター)	2,672	総合推進会議の開催等、養殖衛生管理指導、養殖現場情報の監視、疾病対策、新規魚病に対する検査体制の構築
内水面漁業振興対策事業 (有明水産振興センター)	208	養殖防疫管理指導、特定疾病等監視対策 (KHV対策)、防疫対策会議開催

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
養殖衛生管理指導を実施した経営体数	平成26年度	49経営体
	平成27年度	50経営体

② 貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施

- ・佐賀県貝毒対策実施要領に基づき、玄海、有明海において貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、二枚貝の毒化状況を調査したことで、毒化した二枚貝の流通防止を図りました。



<貝毒原因プランクトンの一例>

- ・平成27年度実績

貝毒発生監視調査の総実施数 64検体

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
赤潮貝毒監視事業 (貝毒発生監視調査 ・玄海水産振興センター)	990	貝毒原因プランクトン調査、貝毒定期調査
赤潮貝毒監視事業 (貝毒発生監視調査 ・有明水産振興センター)	185	

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
貝毒発生監視調査を実施した 検体数	平成26年度	64検体
	平成27年度	64検体

取組方向

牛肉や米について、各トレーサビリティー法（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」）に基づく制度の適切な運用のための支援・指導を実施します。

【平成27年度の実施状況】

① 牛トレーサビリティー制度※の確実な実施に対する指導（畜産課）

- ・ 牛個体識別番号を表示した耳標（牛個体識別耳標）は、牛の管理者（飼養者）ごとに所有権が設定されており、管理者間での耳標の異動等を行う際に手続きを行いました。
平成27年度実績 牛個体識別耳標の管理換え 4件
- ・ 牛の管理者は、JAなどの団体に所属しており、所属団体の変更手続き等を行いました。
平成27年度実績 所属団体の変更手続きなど 4件
- ・ 家畜保健衛生所などが牛飼養農家巡回時に、生産段階における牛個体識別耳標の装着や出生、異動報告を適切に実施するための指導を行いました。（随時）



＜個体識別耳標を装着した牛＞
（農林水産省のパフレットより）



＜個体識別耳標＞
（家畜改良事業団のHPより）

② 米トレーサビリティー制度※の確実な実施に対する指導（流通・通商課）

- ・ 米トレーサビリティー法の周知を図るため、米穀事業者（生産者、小売業者、外食事業者など）に対して概要パンフレットの配布を随時行いました。



＜制度概要パンフレット＞

- ・ 米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）に基づき、国と連携して巡回立入調査を行いました。

H27年度実績 9件

- ・ 外食産業における一般消費者への産地情報の伝達が適切に行われるよう、産地情報を伝達するためのPOPを作成し、米飯を提供している県内の飲食店等へ随時配布しました。



< 県が配布する産地情報伝達POP >

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
米適正流通・消費拡大推進事業	353	米トレーサビリティ法及び改正食糧法の適正運用のため、県内事業者を対象に巡回調査や普及啓発を実施した。

※牛トレーサビリティ制度

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）への対応策として、平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が制定されました。

この法律により、牛が生まれた時から精肉として消費者の元に届くまでの経過を追跡できるよう牛トレーサビリティ制度が運用されており、国内で飼養されている全ての牛は、それぞれ固有の個体識別番号が付けられ、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

※米トレーサビリティ制度

米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とし、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けた制度です。

取組方向

農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するため、農薬や化学肥料の使用を低減した生産方式の導入促進や、養殖漁場の環境保全に努めるなど、持続性の高い環境にやさしい農林水産業の推進を図ります。

【平成27年度の実施状況】

① 環境保全型農業の推進（園芸課）

- ・ 現地研修会を開催するとともに、環境保全型農業の取組に必要な機械などの整備に対する支援を行うことにより、環境保全型農業の取組拡大を推進しました。
- ・ 有機農業をテーマとした映画の上映や講演会を開催するなどして、消費者に対する有機農業への理解の促進に努めました。



<有機農業塾 現地研修開催状況>

- ・ 「耕畜連携堆肥利用推進研修会」を開催し、耕種農家のニーズに即した良質な堆肥を生産する基本技術の向上や、堆肥を利用して作物を栽培することのメリット等を周知することにより、化学肥料の使用を低減した環境保全型農業を推進しました。（畜産課）

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費（千円）	事業概要
有機農業等環境保全向上対策事業	22,908 の内数	環境保全型農業の取組を行う農業者や有機JASの認定者に対する支援等

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
エコファーマー※認定戸数	平成26年度	4,282戸
	平成27年度	3,504戸

※エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号）」（持続農業法）に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者の愛称です。

② 養殖漁場における環境保全の推進（水産課）

定期的に養殖漁場環境調査を行い、漁場環境のモニタリングを行うとともに、関係機関に情報を提供することで、養殖漁場環境の保全と養殖漁家の安定生産を図りました。また、持続的養殖生産確保法第4条に基づき漁協が作成する漁場改善計画の指導を行いました。

平成27年度実績 漁場改善計画の参加者数 965人



【平成27年度主要事業】

事業名	事業費（千円）	事業概要
漁場環境監視等強化対策事業 （玄海水産振興センター）	4,930	水質及び底質・底生生物調査、藻場調査
ノリ養殖環境モニタリング調査 （有明水産振興センター）	968	水質及び底質調査

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
漁場改善計画の参加者数	平成26年度	965人
	平成27年度	965人

製造・流通・販売段階での食品の安全性の確保

(6) 食品関連事業者等における自主管理の推進

【生活衛生課】

取組方向

食品関連事業者は、食品衛生の確保及び向上を重要な責務として認識し、自主的な衛生管理の徹底を進めていくことが重要です。県は、それらの取組が推進されていくよう適切な助言や指導を行っていきます。

【平成27年度の実施状況】

- 各種講習会等での自主衛生管理の推進

食品関連事業者などを対象に、自主衛生管理の必要性や方法について、図表などを用いた解りやすい講習会を実施しました。

平成27年度実績 講習会 142回 14,017名

- 食品衛生指導員特別研修会

食品衛生指導員が、食品関連事業者による自主的な衛生管理を推進するために必要な知識等を習得するための研修を行いました。

平成27年度実績 食品衛生指導員特別研修会 1回 210名

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業	5,954	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業	1,919	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業	5,193	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品衛生協会補助事業	700	食品衛生関係事業者の衛生知識の向上及び自主管理の推進

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
食品衛生関係講習会等受講者数	平成26年度	12,186人
	平成27年度	14,017人
食品衛生指導員数	平成26年度	336人
	平成27年度	348人

取組方向

食の安全確保をより一層推進するため、毎年度「佐賀県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品取扱施設の監視指導や抜取り検査による流通する違反食品の排除などを計画的に実施していきます。

【平成27年度の実施状況】

近年の食中毒発生状況や違反食品事例及び食品取扱施設の規模による社会的影響等を考慮して、重点的に監視指導を行う事項（重点監視事項）や食品検査の対象食品や検査項目などを「平成27年度佐賀県食品衛生監視指導計画」として策定し、計画に基づいた効果的かつ効率的な監視・指導及び食品検査を実施しました。

平成27年度実績 食品営業施設の監視指導件数 12,059件
食品検査検体数 1,419検体
食品表示検査数 43,539件



<スーパーでの監視指導の様子>



<ATP検査キットを用いた手指の清浄指導の様子>



<イベント会場での監視指導の様子>



<食品の理化学検査の様子>

<監視指導に活用したチラシの例>

！近年、全国的にアニサキスによる食中毒が多発しています！

◆消費者の皆様へ◆

アニサキスによる食中毒を予防しましょう

サバやイカの刺身は、アニサキス(寄生虫)による食中毒が起こるリスクがあります。

- アニサキスとは、主にサバ、カツオ、サンマ、イカの内臓に見られる寄生虫で、一部では魚の身(筋肉)にも侵入します。
- アニサキスが寄生している魚介類を生食することで、激しい腹痛などの症状の食中毒を引き起こすことがあります。




サバの内臓についてアニサキス 虫体の拡大写真

サバなどを生食する場合には、アニサキスに注意が必要です。

- できるだけ鮮度が良い魚を選びましょう。
- 早めに内臓を除去し、低温(4℃以下)で保存しましょう。
- 刺身の状態で購入したもので、食べる前には、アニサキスが付いていないか、よく観察しましょう。
- 見つけたアニサキスは確実に取り除きましょう。
- 筋肉中で見つかった場合は、加熱調理してから食べるようにしましょう。

佐賀県

フグの混入にご注意!!

全国的に、豆アジやシラス等の小魚のパック詰め商品等にフグが混ざって販売される事例が発生しています。フグは稚魚でも毒がある場合がありますので、確実に取り除いてください。




写真：福岡市提供

消費者の方へ

- 豆アジ等の小魚を購入する場合には、フグ等の他の魚種が混ざっていないことを確認するようしてください。
- もし、購入した商品にフグ等が混ざっていた場合には、安全のため取り除きましょう。

魚介類販売業者の方へ

- 有毒部分を除去していないフグを一般消費者へ販売することは、禁止されています。
- 豆アジ等の小魚を販売する際には、仕入れた魚にフグ等の有毒魚が混入していないか、十分に確認を行ってください。

問い合わせ先			
佐賀中部保健福祉事務所	TEL 0952-30-1906	鳥栖保健福祉事務所	TEL 0942-83-2162
	FAX 0952-33-4632		FAX 0942-84-1848
高津保健福祉事務所	TEL 0955-73-1131	伊万里保健福祉事務所	TEL 0955-23-2103
	FAX 0955-75-1176		FAX 0955-23-3853
杵築保健福祉事務所	TEL 0954-23-3501	佐賀県生涯	TEL 0952-25-7077
	FAX 0954-22-4573		FAX 0952-25-7303

佐賀県

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業	5,954	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業	1,919	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業	5,193	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品衛生協会補助事業	700	食品衛生関係営業業者の衛生知識の向上及び自主管理の推進
食肉処理場の食中毒菌汚染対策事業	259	と畜場の衛生管理の向上及びの安全性の確保
食肉衛生検査所運営事業	1,964	と畜検査及び食鳥検査
牛海綿状脳症検査事業	1,762	食肉の安全性と消費者の食に対する安心の確保

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
食品衛生監視指導計画に基づく食品検査検体数	平成26年度	1,337検体
	平成27年度	1,419検体
食品衛生監視員数	平成26年度	60人
	平成27年度	61人

取組方向

食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究に取り組んでいきます。

また、その成果に基づき、食品関連事業者へ適切な助言指導を行っていきます。

【平成27年度の実施状況】

食中毒等の食品等に起因する健康被害の発生又は被害の拡大を防止するため、最新の科学技術に基づいた迅速かつ高度な分析結果を提供するための調査研究や食品等による健康被害事例や違反食品の発生事例等について、その原因究明や再発防止策についての調査・研究を実施し、食品関連事業者への技術的支援を行いました。

食肉の安全性を確保するため、動物由来感染症に関する調査研究、と畜検査結果の農場へのフィードバックによる疾病発生の未然防止等につながるよう、情報提供を行いました。

平成27年度実績 保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 312件
食中毒関係検査件数 276件

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業	5,954	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業	1,919	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業	5,193	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食肉処理場の食中毒菌汚染対策事業	259	と畜場の衛生管理の向上及びの安全性の確保
食肉衛生検査所運営事業	19,648	と畜検査及び食鳥検査
牛海綿状脳症検査事業	1,762	食肉の安全性と消費者の食に対する安心の確保

消費段階での食品の安全性の確保

(9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応

【生活衛生課】

取組方向

食品を原因とした健康被害の発生やそれらに関する情報を入手した場合には、迅速に必要な調査を行い、被害の拡大を防止するために必要な措置を行っていきます。

【平成27年度の実施状況】

食品による健康被害の発生などの情報を得た際には、速やかに調査を行い、その原因究明に努め、それらに起因する健康被害の発生や危害の拡大を防止するよう必要な措置を講ずるよう、食品関係事業者等へ指導を行いました。

平成27年度実績 保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 312件(再掲)
食中毒の発生件数 8件
食中毒関係検査件数 276件(再掲)

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
保健福祉事務所における食品に関する 相談・苦情件数	平成26年度	200件
	平成27年度	312件
食中毒の発生件数	平成26年度	9件
	平成27年度	8件

2 食品等に対する県民の信頼の確保

(1) 適正な食品表示の推進

【生活衛生課、くらしの安全安心課、健康増進課、薬務課】

取組方向

食品表示は消費者が商品購入の判断材料とする重要な情報です。

食品事業者による食品の偽装表示や不適正な表示が後を絶たない要因として、食品事業者として自らが食品の安全性の確保について、第一義的責任を有していることへの認識の欠如や食品表示制度に対する認識不足、事業所内のチェック体制の不備などがあります。

このため、平成17年度に県独自の「佐賀県食品表示責任者設置促進事業実施要領（以下「表示責任者設置要領」という。）を策定し、食品製造事業者等の自主的な活動を促進するとともに、消費者や農林水産省九州農政局佐賀支局（以下「九州農政局佐賀支局」という。）等の関係機関と連携して監視・指導を強化し、県内での製造・加工販売される食品の適正な表示の普及を図ります。

国の動き

食品衛生法、JAS法、健康増進法の各法でそれぞれ規定されていた食品表示制度は、各法で規定する目的が異なることから、内容が複雑（JAS法では表示が不要であるが食品衛生法では必要など）となっていたため、食品関連事業者、消費者の双方にとって分かりにくいものとなっていました。

このため、消費者庁において、食品関連事業者、消費者双方にとって分かりやすく、整合性の取れた表示基準を包含した新しい法律の制定が検討され、平成25年6月に、この3つの法律の食品表示制度に係る箇所を一元化した「食品表示法」が制定され、平成27年4月1日に施行されました。

【平成27年度の実施状況】

①食品表示責任者の設置、事業者の自主点検の推進（生活衛生課）

- 食品関連事業者に対する監視・指導や普及啓発を行うために、生鮮食品品質表示実態調査、食品表示110番情報に基づく調査などに取り組みました。

平成27年度実績 生鮮食品品質表示実態調査 320件（国との合算）

食品表示110番の受付 18件

- 食品関連事業者による自主的な意識向上を促進するために設けた「食品表示責任者設置要領」に基づき、登録された食品関連事業者の食品表示責任者に対し、食品表示に関する情報提供や講習会を開催しました。

平成27年度実績 食品情報誌（ニューズレター）の発行 2回

- 食品表示110番に情報が寄せられた情報のうち、偽装表示等の違反が確認された場合には、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、食品関連事業者が直ちに改善方策を講じている場合を除き、指示・公表を行っています。

平成27年度実績 改善指示・公表 0件

- 平成20年5月に県警本部、農林水産省九州農政局佐賀支局及び県等で、食品表示監視協議会を組織し、食品偽装表示事案に関する情報の共有化を図ると共に、連携強化を図りました。

平成27年度実績 H27.5.25 開催

- 食品表示に関して食品関連事業者から相談を受けたときは、法的根拠を示しながら、適正な表示となるように回答しました。

平成27年度実績 食品表示相談の受付 64件

- 食品関連事業者による食品表示の適正化に向けて、食品表示責任者の登録を一層促進し、食品関連事業者に対する支援を継続しました。

平成27年度実績 登録者数 612件 (H27年度末)


- 登録された食品関連事業者に対してニュースレターを発行しました。

平成27年度の実績 ニュースレターの発行回数 2回 (再掲)

- 県民に対しても食品表示制度について県ホームページなどを通じて、情報の提供に努めました。

食品表示ニュースレター

平成28年3月号 平成28年3月29日発行

★トピックス① 

《食品表示基準Q&Aの改正について》

食品表示基準に基づく製造所固有記号については、平成28年4月1日から施行されます。これに伴い、平成27年12月24日付けで、「食品表示基準Q&A」の一部が改正され、食品表示基準に基づく製造所固有記号のQ&Aが作成されておりますので、業務の参考とされますようお願いいたします。

Q&A全文については、消費者庁ホームページを御確認いただけますようお願いいたします。
【消費者庁HP】 <http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

②監視・指導、検査体制の整備 (生活衛生課)

- 消費期限や保存方法などの表示違反事項については、「佐賀県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内流通品からの違反食品の排除に努めました。
- 消費者等からの食品表示110番を通して情報収集や調査に努め、九州農政局佐賀支局等の関係機関とも連携を図り、食品製造・加工事業者、食品販売事業者等に対する監視・指導の強化を図りました。

平成27年度実績 食品表示110番 18件 (再掲)

- 各保健福祉事務所の食品衛生監視員により、夏期や年末の一斉取締などで、県内に流通する食品の表示検査を実施するとともに、必要に応じ指導を行いました。

平成27年度実績 食品表示検査数 43,539件 (再掲)

- 景品表示法及び計量法に基づく相談、指導を実施しました。(くらしの安全安心課)

景品表示法関係

事業者からの食品表示に関する相談延件数	平成27年度実績	0件
不適正な食品表示に対する指導	平成27年度実績	1件

計量法関係

事業者からの食品表示に関する相談延件数	平成27年度実績	0件
不適正な食品表示に対する指導	平成27年度実績	22件

- 栄養表示等に対する相談、指導を実施しました。(健康増進課)

事業者からの食品表示に関する相談延件数	平成27年度実績	494件
不適正な食品表示に対する指導	平成27年度実績	0件

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づく相談、指導を実施しました。（薬務課）

事業者からの食品表示に関する相談延件数 平成 27 年度実績 11 件
 不適正な食品表示に対する指導 平成 27 年度実績 0 件

【平成 27 年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
食品表示適正化・安全対策事業 (食品表示責任者設置促進事業)	229	県内の食品関連事業者に対して、食品表示法に基づく食品表示制度に係る情報提供など
食品表示適正化・安全対策事業 (食品表示の調査・指導・監視等)	163	事業者への確認・立入調査など

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
食品表示 110 番の受付件数	平成 26 年度	11 件
	平成 27 年度	18 件
食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数	平成 26 年度	28, 826 件
	平成 27 年度	43, 539 件

取組方向

消費者が食品を選択するとき、大切な情報の一つに食品の原産地に関する情報があり、この情報提供については食品表示法に基づく食品表示基準で定められています。

この基準では、原産地を表示しなければならない食品として、生鮮食品、並びに、22食品群及び4品目の加工食品があります。

国産の生鮮畜産物にあつては、国産である旨に代えて、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示できます。

また、22食品群及び4品目の国産加工食品にあつては、国産である旨に代えて、都道府県名など詳細な原料原産地名（水産物にあつては水域名や港名など）を表示できます。

県としては、国産である旨の表示よりも、更に詳細な情報である都道府県名、市町村名等で表示することを推進し、消費者に対する詳細な原産地の情報提供を図ります。

【平成27年度の実施状況】

講習会や研修会の機会を捉えて、詳細な原産地の表示に努める旨の普及啓発を行いました。

H27年度実績 講習会等開催数 2回（表示責任者講習会、リスコミ）

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
生鮮食品の原産地表示率が80%以上である店舗の割合	平成26年度	93.0%
	平成27年度	93.1%

対象食品の例	原産地の表示例		
	【推奨する度合い】		
 生鮮豚肉	国産	佐賀県、鹿児島県	鹿屋市、日向市
	【可】	【良】	【優】
 こんにゃく	国産	群馬県、栃木県	/
	【可】	【優】	
 たくあん	国産	北海道、千葉県	十勝、銚子市
	【可】	【良】	【優】

可：通常の表示例

良：詳細な表示例

優：最も詳細な表示例

取組方向

事業者が食品等の自主回収に着手した際、食品等による健康への被害やその拡大を防止する観点から事業者には報告を義務付け、その情報を集約してホームページで公表することで、速やかに県民に周知するとともに、事業者の迅速な回収を支援します。

【平成27年度の実施状況】

事業者から報告を受けた自主回収情報については、迅速に県ホームページに掲載することにより、県民への自主回収情報の周知に努めました。

平成27年度の実績 自主回収の報告件数 12件

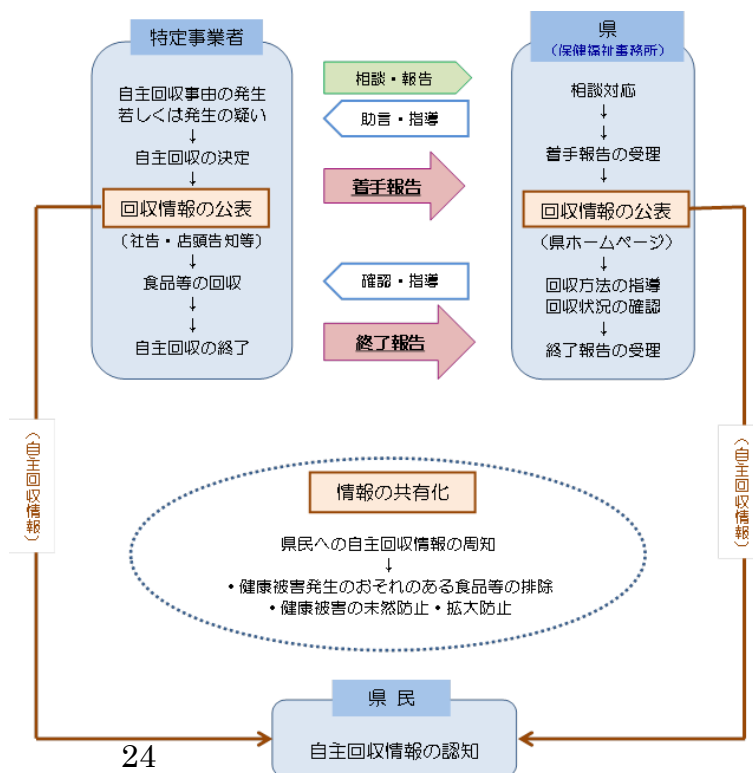
【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業	5,954	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業	1,919	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業	5,193	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
自主回収の報告件数 (平成27年度から施行)	平成26年度	—
	平成27年度	12件

自主回収報告制度の概要図



取組方向

消費者の食の安全に関する知識と理解の促進を図るため、迅速で積極的な情報の提供に努めるとともに、県内の生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者から成る佐賀県食品安全推進会議の開催や、内閣府食品安全委員会と連携して実施するリスクコミュニケーション※の開催などを通じて、消費者との意見交換や関係者相互間の意見交換を促進します。

また、地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材の育成に努めます。

【平成27年度の実施状況】

① 情報の収集と提供（くらしの安全安心課、生活衛生課、関係各課）

県ホームページ等で、農林水産物に関する情報や、食中毒情報や食品衛生監視指導状況、食品の安全・安心に関する情報提供を行うとともに講演会を開催しました。

平成27年度実績

食の安全・安心講演会 (H27.10.14)100名



<県ホームページ>

② リスクコミュニケーションの推進

生産者、食品関連事業者、消費者及び行政の関係者間における相互の立場や役割に対する認識を深めるとともに、食の安全等に関する情報や認識の格差を図るため、これら関係者が情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを開催しました。

平成27年度実績

給食施設の調理従事者等を対象としたリスクコミュニケーション (H27.7.22) 180名

給食施設調理従事者情報及び意見交換会 (H27.8.26) 99名

給食施設の調理従事者等を対象とした食の安全フォーラム in 伊万里 (H27.9.15) 33名

地域の指導者を対象としたフォーラム ～肉の生食のリスクを考える～ (H27.12.4) 17名



(H27.12.4 フォーラムの様子)

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業	5, 594	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業	1, 919	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業	5, 193	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品表示適正化・安全対策事業 (食の安全に関する意見交換会)	58	食品の安全性に関する正しい情報提供及び関係者間での意見交換

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
食の安全安心ホームページの閲覧数	平成26年度	4, 897回
	平成27年度	3, 846回

③ 食の安全・安心の確保を担う人材の育成

- ・ 農薬に関する専門的な知識を有し、地域における農薬適正使用の指導的役割を担う者を農薬指導士として認定・更新し、生産段階における農薬の安全使用や適正販売の確保を図りました。(園芸課)
- ・ 食品関連事業者が自主管理の推進のため実施している食品衛生指導員制度を支援し、地域における食の安全を推進する人材の育成に努めました。(生活衛生課)
平成27年度実績 食品衛生指導員特別研修会 1回 210名(再掲)
- ・ 給食施設等の管理栄養士や調理従事者などへの講習会や出前講座などを行い、各地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材の育成に努めました。(生活衛生課)
平成27年度実績 講習会 142回 14,017名(再掲)

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
農薬安全使用等総合推進事業費 (再掲)	2, 260 の内数	農薬による危害を防止するため、正しい知識の普及・啓発に取り組んだ。
食品営業許可及び監視指導取締事業	5, 954	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
農薬指導士数（実認定者数）	平成26年度	614人
	平成27年度	628人
食品衛生指導員数（再掲）	平成26年度	336人
	平成27年度	348人
食品衛生監視員数（再掲）	平成26年度	60人
	平成27年度	61人

※リスクコミュニケーション

食品には一定のリスク（食材そのものに存在するリスク、製造や流通等の過程で発生するリスクなど）が存在することを前提に、生産者、食品関連事業者や消費者、行政等の関係者が必要な情報を共有し、理解を深めるために、それぞれの立場から相互に意見交換を行うこと。

(5) 食育の推進を通じた取組

【くらしの安全安心課、ほか関係課】

取組方向

食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう、家庭、学校・保育所、地域等のさまざまな分野で食育を推進します。

【平成27年度の実施状況】

- 「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンに取り組み、こどもや保護者に対して情報発信を行いました。特に、次世代を担う子供たちの健全な育成のため、学校、保育所、幼稚園等における食育の推進を図りました。
 - ・食育啓発リーフレットの作成配布
 - ・食育標語募集及び家族団らんカレンダーの作成配布
 - ・学校等で行う食育講習会への講師派遣

- 県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の活動を通じて、地域等における食育の推進を図りました。
 - ・情報誌「生きる力」の発行（年6回）
 - ・ホームページ（さがの食育ごはん）等での情報発信
 - ・食育推進リーダー養成講座の開催（H27.8.27）133名参加
 - ・佐賀県食育賞の表彰（9団体）



【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
“食で育む” 佐賀の食育推進事業	5, 631	食育ネットワークさがの活動を通じた食育推進や、学校、保育所、幼稚園等における食育の充実

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合 〔小学生〕	平成26年度	88.3%
	平成27年度	88.3%
朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合 〔中学生〕	平成26年度	86.4%
	平成27年度	87.2%
「食育ネットワークさが」の会員数	平成26年度	221団体
	平成27年度	230団体
学校給食における県産農林水産物の利用割合	平成26年度	45.3%
	平成27年度	45.8%
健康づくり協力店登録数	平成26年度	721店
	平成27年度	983店

取組方向

生産者と消費者、農産物直売所、食品関連事業者、学校や病院などの給食関係者等の相互理解と連携を進め、県産農林水産物の地産地消を推進します。

【平成27年度の実施状況】

○ インターネットなどを使った情報発信（生産者支援課）

県内で生産されている農林水産物や加工品、農産物直売所、県産農林水産物を購入できる店舗や、それらを使った料理を提供している店舗などの情報を消費者等に知っていただくため、インターネットなどを通じた情報発信を推進しました。

- ・ホームページ「きずなのひろば」にて、プロジェクト会議の概要をはじめ、各種研修会、イベント、助成制度等の情報を提供。

平成27年度実績 ホームページ平均アクセス数：
約8,295件/月

- ・Facebook「きずなのひろば」によるリアルタイムの情報発信。

平成27年度実績 いいね！数：376

- ・メールマガジン「がばい☆きずな」を月2回発行。

平成27年度実績 登録会員数：1,285名

- ・消費者レポーター「きずなレポーター」による現地レポート、ブログの更新

平成27年度実績 きずなレポーター登録者数：19名

現地レポート数：21か所、ブログ更新数：354件



○ 産地見学会や交流会

県産農林水産物を購入・利用する機会の増大を図るため、各地域において生産者や農産物直売所、食品関連事業者、学校や病院等の給食関係者等の相互理解と連携強化に向けた産地見学会や交流会の開催等を推進しました。



<唐松地区産地見学会の様子>

名 称	年月日	参加者	備 考
平成 27 年度佐賀中部地区第 1 回、第 2 回農産物産地見学会	① H27. 10. 26 ② H28. 2. 9	学校・病院・福祉施設の栄養関係職員、佐城ふれ愛ネット会員等	内容：小城市内の農産物圃場、直売所の見学。試食、意見交換 主催：佐城地区農産物直売所・加工所連絡協議会（ふれ愛ネット）、さが“食と農”絆づくりプロジェクト佐賀中部地区推進会議
平成 27 年度唐松地区産地見学会	H27. 10. 15	幼保・学校・病院・福祉施設栄養士、旅館業、菓子製造を営む者等	内容：唐松地区の農産物圃場の見学。試食、意見交換会。 主催：唐津市地産地消モデル推進協議会、さが“食と農”絆づくりプロジェクト唐松地区推進会議
産地見学会～伊万里・有田の産地を知ろう！～	① H. 27. 9. 4 (伊万里市) ② H27. 11. 19 (有田町)	伊万里市・有田町内の学校・病院・福祉施設の給食関係者等	内容：①伊万里梨圃場、選果場見学、意見交換会②有田町のしいたけ圃場、直売所見学、意見交換会。 主催：さが“食と農”絆づくりプロジェクト伊万里・有田地区推進会議
食と農の絆づくり交流会 (伊万里・有田地区)	H28. 1. 19	幼保・学校・病院・福祉施設給食関係者、ホテル・飲食店、食と農の絆づくり活動実践者、関係機関等	内容：実践者による活動報告、伊万里・有田地区の農産物・加工品の紹介、試食等。 主催：さが“食と農”絆づくりプロジェクト伊万里・有田地区推進会議

【平成 27 年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
さが“食と農”絆づくりプロジェクト推進事業	5,575	さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議や地区推進会議の開催、ホームページ等による情報発信、CSO等の活動に対する支援を行った。

【参考となる主な指標の状況】

項 目	年 度	件 数
農産物直売所数（県生産者支援課調査 無人販売所、テントでの朝市等を除く）	平成 26 年度	134 か所
	平成 27 年度	126 か所

3 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等

(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備

【生活衛生課】

取組方向

食品に起因する危害が発生した場合には、迅速に情報が伝達され、健康被害の発生及び危害の拡大を防止する適切な対応が取られるよう、危機管理体制の整備、充実を図ります。

【平成27年度の実施状況】

食中毒等の健康被害が発生した場合には、「佐賀県健康危機管理基本マニュアル」や「佐賀県食中毒対策要綱」及び「佐賀県食中毒処理要領」に基づき、関係機関と密接な連携を図るとともに、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図りました。

平成27年度実績 保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 312件(再掲)
食中毒の発生件数 8件(再掲)
食中毒関係検査件数 276件(再掲)

【平成27年度主要事業】

事業名	事業費(千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業	5,954	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業	1,919	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業	5,193	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止

(2) 県民意見の反映

【くらしの安全安心課、関係各課】

取組方向

県民からの施策の提案制度やパブリックコメントなどにより広く県民の意見を把握し、施策への反映に努め、生産者・事業者、消費者等の連携した取り組みを進めます。

【平成27年度の実施状況】

① 県民からの施策の提案制度

- ・県民から食の安全・安心の確保に関する施策等についての提案があったときは、当該提案について検討を行い、その提案者に対して結果を通知するとともに、その内容を公表します。平成27年度 提案実績はありませんでした。
- ・本計画や佐賀県食品衛生監視指導計画など食品等に関する県の重要な計画については、パブリックコメント(県民意見提出手続)を実施しました。

平成27年度パブリックコメント実績

平成28年度佐賀県食品衛生監視指導計画(案)についての意見募集結果 8件

② 佐賀県食品安全推進会議の設置・運営

生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者からなる「佐賀県食品安全推進会議」(H15 設置)において、食品の安全性の確保及び食品表示の適正化を図るための施策に関する関係者相互間の情報及び意見交換、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画の策定に関する事等について協議し、連携を図りました。

平成27年度実績 会議開催 2回

(3) 国、地方公共団体、関係団体等との連携 【生活衛生課、くらしの安全安心課、関係各課】

取組方向

食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、国や他の地方公共団体との連携を図るとともに、関係団体等との連携にも努めます。

【平成27年度の実施状況】

内閣府食品安全委員会の協力を得て地域の指導者を対象としたフォーラムを開催したほか、九州・山口地域食の安全・安心連携会議を通じて、他県等との連携に努めました。

参考となる主な指標の状況

第2章	区分	参考指標	H26	H27	備考	所管課
1 生産から消費に至る各段階での食品の安全性の確保	安全・安心な農産物の生産供給	農薬適正使用研修会（指導者対象）参加者数（延べ人数）	530人	540人		園芸課
		GAPに取り組む組織数（生産部会等）	37組織	—	次回調査は平成29年3月頃	園芸課
	安全・安心な畜産物の生産供給	飼料安全性立入検査実施件数	303件	191件		畜産課
		畜産農家等への「飼料及び飼料添加物適正使用パンフレット」配布	1,800部	1,800部		畜産課
		畜産農家立ち入り状況	1,788戸	2,009戸		畜産課
	安全・安心な水産物の生産供給	養殖衛生管理指導を実施した経営体数	49経営体	50経営体		水産課
		貝毒発生監視調査を実施した検体数	64検体	64検体		水産課
	環境への配慮	エコファーマー認定戸数	4,282戸	3,504戸		園芸課
		漁場改善計画の参加者数	965人	965人		水産課
	食品営業者等における自主管理の推進	食品衛生関係講習会等受講者数	12,186人	14,017人		生活衛生課
		食品衛生指導員数	336人	348人		生活衛生課
	食品営業者等に対する監視指導及び検査体制の整備	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査検体数	1,337検体	1,419検体		生活衛生課
		食品衛生監視員数	60人	61人		生活衛生課
食品による健康被害情報の収集と迅速な対応	保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数	200件	312件		生活衛生課	
	食中毒の発生件数	9件	8件		生活衛生課	
2 食品等に対する県民の信頼の確保	適正な食品表示の推進	食品表示110番の受付件数	11件	18件		生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数	28,826件	43,539件		生活衛生課
	原産地に関する情報提供の充実	生鮮食品の原産地表示率が80%以上の店舗割合	93.0%	93.1%		生活衛生課
	自主回収の報告制度	自主回収の報告件数	—	12件	H27.4.1施行	生活衛生課

第2章	区分	参考指標	H26	H27	備考	所管課
2 食品等に対する県民の信頼の確保	食の安全に関する情報の発信と共有	食の安全安心ホームページの閲覧数	4,897回	3,846回		くらしの安全安心課
		農薬指導士数	614人	628人		園芸課
	原産地に関する情報提供の充実	食品衛生指導員数（再掲）	336人	348人		生活衛生課
	自主回収の報告制度	食品衛生監視員数（再掲）	60人	61人		生活衛生課
	食育の推進を通じた取組	朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合（小学生）	88.3%	88.3%		くらしの安全安心課
		朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合（中学生）	86.4%	87.2%		くらしの安全安心課
		食育ネットワーク佐賀の会員数	221団体	230団体		くらしの安全安心課
		学校給食における県産農林水産物の利用割合	45.3%	45.8%		くらしの安全安心課
		健康づくり協力店登録数	721店	983店		健康増進課
	地産地消の推進を通じた取組	農産物直売所数	134か所	126か所		農政企画課

